

令和7年度 九州社会就労センター（セルプ）研究大会 開催要綱(案)

◇メインテーマ

「 幸せの選択支援 」

～ 自分で決める「自己選択」支援 ～

1 趣 旨(案)

幸せな人生、それは他人が決めるものではなく、自分自身が選択し求めるものです。障害のある方々がどこで働き・どこで暮らす等の思いを支えるために、必要な支援は何か？会員事業所の実践の成果を共有しつつ「障害のある方々の“働く・くらす”を支える」という視点から議論し、より良い支援の在り方を研究したいと思います。

10月から始まる就労選択支援においては、本人の意向をきちんと聞き、本人の思いを尊重することが何よりも大切です。

また、4月から地域連携推進会議の設置が義務化となりました。施設と地域が連携することにより、障害のある方々と地域との関係づくりやサービスの透明性・質の確保、並びに権利擁護がより重要となります。更には、支援そのものを持続可能なものにするための人材の確保・育成も大きな課題となってくるでしょう。

本大会では、障害のある方々が、希望に満ちた「幸せの選択」を行えるように、また、就労・生活両面においてもどの様に支援していけばよいのかを、みんなで検証していくことを目的として開催いたします。

2 主 催

九州社会福祉協議会連合会
社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会

九州社会就労センター協議会
佐賀県社会就労センター協議会

3 後 援

佐賀県 佐賀市
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国社会就労センター協議会
認定特定非営利活動法人 日本セルプセンター

4 開 催 日

令和7年10月30日（木）・31日（金）

5 会 場

グランデはがくれ 〒840-0815 佐賀県佐賀市天神2丁目1-36
TEL 0952-25-2212

6 参加人員

300名（定員になり次第、締め切らせていただきます。）

7 参加対象者

- (1) 九州各県社会就労センター協議会会員
- (2) その他社会就労施設(社会就労センター)関係団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員及び社会福祉協議会の役職員
- (4) その他特に参加を希望するもの

8 参加費(消費税等含む)

- (1) 参加費 10,000円
- (2) 情報交換会費 8,000円

9 日程

【1日目】10月30日(木)

10:30	11:30	12:00	13:00	13:40	14:30	15:20	15:30	17:30	18:30	20:30
運営委員会	会場整理	受付	開会式典	基調報告	行政説明	休憩	研究部会	休憩移動	情報交換会	

【2日目】10月31日(金)

9:30	11:00	11:10	11:30
記念講演	休憩	閉会	

10 内容等

【1日目】10月30日(木)

- ・ 運営委員会／分科会打合せ (10:45 ~ 11:30)
- (1) 受付 (12:00 ~ 13:00)
- (2) 式典 (13:00 ~ 13:40)
 - 開会のことば
佐賀県社会就労センター協議会 会長 中尾 富嗣
 - 主催者挨拶
九州社会就労センター協議会 会長 花宮 良治
佐賀県社会福祉協議会 会長 陣内 芳博
 - 表彰
九州社会福祉協議会連合会会長表彰
 - 来賓祝辞
佐賀県知事 山口 祥義 氏
佐賀市長 坂井 英隆 氏
日本セルフセンター 会長 高江 智和理 氏
- (3) 基調報告 (13:40 ~ 14:30)
全国社会就労センター協議会 会長 叶 義文 氏

(4) 行政説明 (14:30 ～ 15:20)
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
就労選択支援専門官 鈴木 大樹 氏

(5) 研究部会 (15:30 ～ 17:30)

◆第1研究部会 (定員:120名)
テーマ:「就労選択支援への取り組み ～導入と課題～」
内 容: モデル事業実施者による導入経緯と課題の説明及び、
就労選択支援に関する事前質問への回答

◆第2研究部会 (定員:90名)
テーマ:「幸せな意思決定とは何か
～障害特性に応じた意思決定支援とは～」
内 容: 重度・軽度、特性に応じた取り組み事例紹介

◆第3研究部会 (定員:90名)
テーマ:「人手不足ですか? ～人材育成で人手不足を解消～」
内 容: 会員事業所の職員研修の事例発表。取り組みを共有し、
事業所に役立つ人材育成と定着へと繋げます

(6) 休憩・移動 (17:30 ～ 18:30)

(7) 情報交換会 (18:30 ～ 20:30)
オープニングアクト 篠笛演奏 望月 美都^{みずほ}舗
メインアトラクション 佐賀仁○加 ハッピーハッピー

【2 日 目】10月31日(金)

(1) 記念講演 (9:30 ～ 11:00)
演 題 「“働く”を再定義する ～幸せの選択支援と価値創造の実践～」
講 師 日本財団公益事業部
シニアオフィサー 竹村 利道 氏

(2) 休 憩 (11:00 ～ 11:10)

(3) 閉 会 (11:10 ～ 11:30)

○大会決議(案)朗読

大会実行委員長 鳥越 景行

○次年度開催県あいさつ

長崎県社会就労センター協議会 会 長 竹内 一 氏

○閉会のあいさつ

佐賀県社会就労センター協議会 副会長 近藤 りか

11 表 彰

- (1) 表彰は、九州社会福祉協議会連合会顕彰規程により九州社会福祉協議会連合会会長が行います。
なお、勤続年数は令和7年4月1日現在で算定してください。
- (2) 各施設長は推薦書（顕彰規程別紙様式）を各県社会福祉協議会の指定する期日までに御提出ください。
- (3) 各県社会福祉協議会は、表彰該当者を取りまとめ、別紙様式により9月12日（金）までに大会事務局へ推薦書を御提出ください。
- (4) 表彰は、10月30日（木）の開会式典で行います。

12 参加・宿泊等の申込みについて

- (1) 今大会の参加・宿泊・交流会等の幹旋並びに取りまとめ等については、名鉄観光サービス(株)佐賀支店が行います。本大会への参加・宿泊の申込みについては下記の「参加申込 専用サイト」より、令和7年9月12日（金）までにお申込みください。
【参加申込 専用サイト】
<https://www.mwt-mice.com/events/kyushu-selp2025>
- (2) 申込みの研究部会希望欄は、先着順での受付となります。
各研究部会の定員になり次第締め切りますのでお早めにお申し込みください。
- (3) 参加申込み完了時に、参加申込画面で登録したメールアドレスに「申込完了メール」が届きます。当該メールに記載された内容に従い、令和7年9月26日（金）までに指定の口座へお振込みください。
なお、お振込みいただいた「参加費」は返金いたしませんので、予めご了承ください。
- (4) 領収証の発行及び返金（「参加費」を除く）については「参加・宿泊等のご案内」をご確認ください。「領収証発行依頼書」「返金先口座確認書」の様式は上記申込サイトのトップ画面よりダウンロードできます。

13 参加申込締切日

令和7年9月12日（金）

14 個人情報の取り扱いについて

本大会「参加申込専用サイト」にご登録いただいた個人情報は、本大会運営に関する業務以外の目的には使用いたしません。

なお、本大会参加者名簿に「県名、所属勤務先、氏名、職名」を記載します。

15 問い合わせ・申込み先

- (1) 大会の内容・運営に関すること【大会事務局】
佐賀県社会福祉協議会 施設・人材育成課
（佐賀県社会就労センター協議会 担当：枝吉・宮国）
〒840-0815 佐賀県佐賀市天神一丁目4-15 佐賀県社会福祉会館内
電話0952-23-4248 ファックス0952-28-4950
- (2) 参加・宿泊・情報交換会等に関すること【参加等申込み先】
名鉄観光サービス(株)佐賀支店（担当：鈴木雅貴）
〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央1-5-10 朝日生命佐賀駅前ビル8階
電話0952-22-9601 ファックス0952-22-9605

令和7年度 九州社会就労センター(セルプ)研究大会 大会参加・研究部会・情報交換会・宿泊のご案内

この度、令和7年度九州社会就労センター（セルプ）研究大会が開催されますことを心より歓迎申し上げます。本大会開催にあたり、名鉄観光サービス㈱佐賀支店にてご参加者様方の大会参加申込等についてご案内をさせていただくことになりました。大会運営の一助となるべく万全の準備体制のもとで満足いただける大会となりますよう努力してまいります。今大会のご成功をお祈り申し上げますとともに、皆様のご来県を心よりお待ちしております。

1 大会参加

■参加費：10,000円

*参加費のお振り込み後の返金はいたしませんので予めご了承ください。

2 研究部会のご案内 10月30日(木)

■「参加申込専用サイト」よりお申し込みください。

	研究部会	テーマ・内容
1	第1研究部会 (定員：120名)	テーマ：「就労選択支援への取り組み ～導入と課題～」 内 容：モデル事業実施者による導入経緯と課題の説明及び、 就労選択支援に関する事前質問への回答
2	第2研究部会 (定員：90名)	テーマ：「幸せな意思決定とは何か ～障害特性に応じた意思決定支援とは～」 内 容：重度・軽度、特性に応じた取り組み事例紹介
3	第3研究部会 (定員：90名)	テーマ：「人手不足ですか？ ～人材育成で人手不足を解消～」 内 容：会員事業所の職員研修の事例発表。取り組みを共有し、事業所に役立つ 人材育成と定着へと繋げます

※各研究部会は定員が決まっております。満席の場合は他の研究部会を選択いただきますようお願い申し上げます。

3 情報交換会(旅行契約ではございません) 10月30日(木)

■情報交換会費：8,000円

4 宿泊のご案内(募集型企画旅行契約の部)

- 設定日：10月30日(木) 宿泊
- 旅行代金：お一人様あたり 1泊朝食付、サービス料・諸税込
- 添乗員：同行いたしません
- 最少催行人員：1名
- 日程：1日目／ご自宅または宿泊地または各地→(各自移動・お客様負担)→宿泊地
2日目／宿泊地→(各自移動・お客様負担)→ご自宅または宿泊地または各地

	ホテル名	最寄り駅	旅行代金	部屋タイプ
1	ホテルルートイン佐賀駅前	佐賀駅	17,000円	シングル
2	旅館あけぼの	佐賀駅	20,000円	
3	アパホテル佐賀駅南口	佐賀駅	20,000円	
4	サガシティホテル	佐賀駅	22,500円	
5	サンホテル鳥栖	鳥栖駅	8,500円	
6	ホテルルートイン鳥栖駅前	鳥栖駅	11,500円	
7	グリーンリッチホテル鳥栖駅前	鳥栖駅	11,500円	

※禁煙ルームの場合、喫煙ルームの消臭対応となる場合がございます。予めご了承ください。

※グリーンリッチホテル鳥栖駅前は、ユニットバスタイプとシャワーブースタイプが混在します。

※ホテルの駐車場の手配は弊社では行いません。駐車場につきましては直接施設へお問い合わせください。

■佐賀駅周辺



■鳥栖駅周辺 (佐賀駅よりJRにて30分)



5 お申し込み手続き(大会参加・研究部会・情報交換会・宿泊)

- 「参加申込専用サイト」よりお申し込みください。
<http://www.mwt-mice.com/events/kyushu-selp2025>
- 参加登録・変更・取消の操作を行うことができます。
- 操作方法については各画面にてご案内しております。
- 登録・予約された際に「お申し込み連絡担当者情報入力」入力画面で登録したメールアドレスに確認メールが送られます。再度ログインした際に「申込内容(PDF)」にて現在の予約状況を確認することができます。



申込期間：8月12日(火)～9月12日(金)

6 参加費等の振り込み

- お申し込み後、予約内容にも基づき、期日までに指定口座にお振り込みください。
*振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

振込期限：9月26日(金)

- 振込口座 銀行名：三菱UFJ銀行
支店名：新東京支店
口座名義：メイテツカンコウサービス(カ)
口座種別：普通
口座番号：3318896

7 ご旅行条件(要約)

*この書面は、旅行業法第12条の4に定める旅行取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。
*詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認の上、お申し込みください。

- 募集型企画旅行契約/この旅行は、名鉄観光サービス㈱(愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4番8号 観光庁長官登録第55号 以下「当社」といいます)が、旅行企画、実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は下記によるほか別途お渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)および当社旅行業約款 募集型企画 旅行契約の部によります。
- お申込み方法と契約の成立時期/当社所定の申込書に下記の申込金を添えてお申込みください。当社は、電話、郵便、FAX等により予約いただいた場合は、当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込み手続きをお願いします。当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに契約が成立します。
- 申込金/旅行代金が6万円以上・・20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万未満・・10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万未満・・5,000円以上旅行代金まで
- 旅行代金のお支払い/旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前(お申込みが間際の場合は当社が指定する日まで)に全額をお支払いください。
- 旅行代金に含まれるもの/旅行日程に明示された以下のものが含まれます。※航空運賃および船舶・鉄道運賃等※バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金※宿泊代金および税・サービス料金(部屋には定員での宿泊を基準とします)※食事代金および税・サービス料金※手荷物運搬料金※団体行動中の心付け※添乗員が同行するコースの同行代金※その他パンフレット等で含まれる旨明示したもの。上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。
- 旅行代金に含まれないもの/上記の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。※渡航手続諸経費※日本国内における自宅から発着空港等集合・解散場所までの交通費、宿泊費等※超過手荷物料金※クリーニング代金、電報電話料金、その他追加飲食等個人的性質の諸経費、税・サービス料
- 取消料/お客様はいつでも取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。
- 旅行条件・旅行代金の基準/この旅行条件は令和7年7月1日を基準としています。
- その他/当社はいかなる場合も旅行に再実施はいたしません。
- 特別補償/お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び入院見舞金を支払います。
- 旅程保証/当社は当パンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款に掲げる重要な変更が生じた場合は同条に定めるところにより変更補償金をお支払致します。また当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品、サービスの提供をすることがあります。

8 変更・取消料について

- 申し込み締め切り日までの「変更・取消・追加」は、参加申込専用サイトにて操作が可能です。
- 申し込み締め切り後の「変更・取消・追加」は、参加申込専用サイトではできませんのでFAXまたは、メールにてご連絡ください。
- トラブル防止のために電話での変更や取消はお受けできかねますので何卒ご協力をお願いいたします。
- 取消の場合、下記の取消料が発生しますのでご注意ください。
*取消日とは、お客様が弊社の営業日、営業時間内に弊社へご連絡いただいた日となります。

【参加費の部】

解除期日	取消料（お一人様）
参加費入金前	無料
参加費入金後	全額

【情報交換会費の部】

解除期日	取消料（お一人様）
10月16日以前	無料
10月17日以降	全額

【宿泊の部】

解除期日	取消料（お一人様）
旅行開始日の前日から起算して遡って20日目(日帰り旅行にあつては10日目)にあたる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

9 領収証・返金について

- 領収証が必要な場合はWebトップ画面に添付の「領収証発行依頼書」をご記入いただき、FAXまたは、メールにてご送付ください。大会終了後、領収証を発送いたします。
- 振込後、変更・取消により返金が発生した場合は、「ご返金先口座確認書」をFAXまたは、メールにてご送付ください。

10 個人情報の取扱いについて

- 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- 当社が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ (<http://www.mwt.co.jp>) でご確認ください。

11 お申し込み・お問い合わせ先

■旅行企画・実施

名鉄観光サービス株式会社 佐賀支店

TEL : 0952-22-9601

FAX : 0952-22-9605

観光庁長官登録旅行業第55号 (一社)日本旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会会員



一般社団法人

日本旅行業協会



旅行業公正取引
協議会会員

〒840-0801

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5-10 朝日生命佐賀駅前ビル8階

営業時間 09:30~12:00 13:00~17:00 (土・日・祝祭日休業)

総合旅行業務取扱管理者 樺嶋 浩喜

担当 鈴木 雅貴 masaki.suzuki@mwt.co.jp

*旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

承認コード : 202507-155

九州社会福祉協議会連合会顕彰規程

(趣 旨)

第1条 社会福祉の増進に積極的な活動を続け、その功績が顕著なものの表彰は、この規程による。

(顕彰の方法)

第2条 この規程による顕彰は、九州社会福祉協議会連合会（以下「九社連」という。）並びに業種別協議会が実施する研究大会など各種集会において行う。

2 顕彰を受けるものは、九社連会長名の表彰状又は感謝状を贈呈する。

(顕彰の対象と範囲)

第3条 顕彰の対象並びに顕彰に該当するものは、次のとおりとする。ただし、既往において九社連会長の表彰を受けたものは除く。

2 第一種社会福祉事業において13年以上その業務に従事し功績が顕著であって現に在職しているもの。

3 第二種社会福祉事業において15年以上その業務に従事し功績が顕著であって現に在職しているもの。

4 前2項の規定にかかわらず、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業の従事年数が通算15年以上あり、功績が顕著であって現に在職しているもの。

5 民生委員児童委員として14年以上その業務に従事し功績が顕著であって現に在職しているもの。この場合において従事期間の基準日は、表彰年前年の11月30日とする。

6 社会福祉協議会の役職員として15年以上その業務に従事し功績が顕著であって現に在職しているもの。

7 里親として通算4年以上その業務に従事し功績が顕著であるもの、もしくは県知事表彰、県社協会長表彰又は県里親会長表彰のいずれかを受けているもの。

8 その他特に表彰の必要があると認められるもの。

(推薦の手続き)

第4条 九州各県市社会福祉協議会会長は、別に定める推薦書を添付して九社連会長に推薦するものとする。

(顕彰の決定)

第5条 九社連会長は、九州各県市社会福祉協議会会長の推薦に基づいて決定する。

附 則

1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

2 業種別協議会長が特に必要と認める場合は、九社連会長の承認を得て、当該協議会長の表彰を行うことができる。

3 この規程は、平成19年2月27日から施行する。

4 この規程は、平成21年2月25日から施行する。